

議案第 10 号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(向日市防災会議条例の一部改正)

第1条 向日市防災会議条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号中「および」を「及び」に改め、「実施を」の次に「推進」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条の見出し及び同条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第5項中「の各号」を削り、同項第8号中「または」を「又は」に改め、同項第9号中「または」を「又は」に改め、同号を同項第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第3条第7項中「及び第9号」を「から第10号まで」に改める。

(向日市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 向日市災害対策本部条例（昭和40年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。